

運送主体名

当法人が行う福祉有償運送の「利用者から収受する対価」について

(単位:円)

算定方法	区分等	特定大型車	大型車	普通車 (軽自動車を含む)	運送の対価以外の対価として収受する迎車料金
距離制	登録会員の乗車地点から降車地点までの距離が1Km以内の場合の額				<input type="checkbox"/> 収受する <input type="checkbox"/> 収受しない  <input type="checkbox"/> 例文どおり 利用者を迎えに行く距離が車庫(事務所の車庫を含む。)を出て2Kmを超えた地点から1Kmごとに25円を料金に加算する。ただし、加算上限は8Km(車庫から10Km)に相当する額とする。
	以後、1Kmごとに加算する額				<input type="checkbox"/> 別途記述